

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の
継続を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、被災地の教育現場は、様々な課題を抱えている。

当県の双葉地区では、いまだに授業を再開できない小中学校があり、臨時的に設置されている学校の多くでは、教育設備や教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。

現在も多くの子供たちが県内外で避難生活を送りながら、避難先の学校で学んでおり、特に、仮設住宅等で生活する子供たちは、大変厳しい環境の中で生活しながら学んでいる。このような状況下において、多くの子供たちが今後も経済的な支援を必要としている。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、国の平成23年度第1次補正予算で創設され、第3次補正予算において平成24年度から26年度までの経費が措置されている。この特例交付金により、被災した児童生徒に対し就学支援等が実施されるとともに、高校生に対しては、奨学金事業が実施されている。

この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援は極めて重要であり、平成27年度以降も継続して被災した子供たちのために就学支援事業を実施する必要がある。

よって、政府においては、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施するため、必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣 あ て
復 興 大 臣

福島県議会議長 平 出 孝 朗